

平成28年9月定例会 県土整備委員会（事前）
平成28年9月21日（水）
〔委員会の概要 県土整備部関係〕

島田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第14号 平成28年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第15号 平成28年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第16号 平成28年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第17号 平成28年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について
- 議案第18号 一般国道195号道路改築工事出合大橋上部工の請負契約の変更請負契約について
- 議案第19号 徳島阿波おどり空港旅客ターミナルビル増築他工事のうち建築工事の請負契約について
- 議案第20号 徳島県立阿南工業高等学校改築工事のうち建築工事の請負契約について
- 報告第2号 平成27年度決算に係る資金不足比率の報告について
- 報告第4号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

- 台風16号に関する県土整備部関係の対応及び被害状況について
- 濁水の状況について
- 治水・利水等流域水管理条例（仮称）について（資料②）

原県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

提出予定案件は、まず、平成28年度9月補正一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算及び地方債でございます。

また、その他の議案等といたしまして、受益市町村負担金、変更請負契約、請負契約、資金不足比率の報告及び専決処分等の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算・総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で、69億7,189万4,000円の増額をお願いしております。その右隣の計欄には、補正後の額を記載しており、637億6,570万2,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、2ページをお開きください。

特別会計につきましては、流域下水道事業特別会計で、表の最下段、左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、5,050万円の増額をお願いしております。その右隣の計欄には、補正後の額を記載しております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

続いて、3ページから14ページにかけては、各課別の主要事項説明でございます。

3ページを御覧ください。道路整備課でございます。

右端の摘要欄に記載しておりますとおり、緊急地方道路整備事業費等、道路改築や補修などに要する経費として、20億8,389万4,000円の増額をお願いしております。

4ページをお開きください。都市計画課でございます。

公園整備事業費等、都市公園の整備などに要する経費として、1億7,750万円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。住宅課でございます。

新規事業、応急仮設住宅「循環型徳島モデル」構築事業として、発災後、迅速に木造仮設住宅を供給できる体制の構築に要する経費、400万円の増額をお願いしております。

6ページをお開きください。営繕課でございます。

新規事業、仮設トイレ環境改善支援事業として、災害時の避難所や建設現場における仮設トイレの洋式化に要する経費、2,000万円の増額をお願いしております。

7ページを御覧ください。このページから次のページにかけては、河川整備課でございます。

国直轄事業負担金や総合流域防災事業費等、豪雨災害等に備えて実施する防災対策などに要する経費として、23億2,450万円の増額をお願いしております。

9ページを御覧ください。このページから次のページにかけては、砂防防災課でございます。

国直轄事業負担金や地すべり対策事業費等、土砂災害対策に要する経費として、10億9,500万円の増額をお願いしております。

11ページを御覧ください。水・環境課でございます。

流域下水道事業特別会計で旧吉野川流域下水道の処理場の津波対策に要する経費として、5,050万円の増額をお願いしております。

12ページをお開きください。運輸政策課でございます。

国直轄事業負担金や港湾改修事業費等、港湾施設の整備などに要する経費として、2億825万円の増額をお願いしております。

13ページを御覧ください。次世代交通課でございます。

新規事業、とくしま航空乗継ネットワーク利用促進事業として、徳島阿波おどり空港の利用拡大を図るための経費、200万円の増額をお願いしております。

14ページをお開きください。高規格道路課でございます。

国直轄事業負担金や緊急地方道路整備事業費等、道路の建設や改築などに要する経費として、10億5,675万円の増額をお願いしております。

15ページを御覧ください。地方債でございます。

流域下水道事業特別会計におきまして、今回の補正に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

16ページをお開きください。このページからは、その他の議案等でございます。

まず、（1）受益市町村負担金でございます。

このページから22ページにかけては、事業の実施を予定しております市町村ごとに事業の内容、事業費、負担金の額、事業費に対する負担金の割合を記載いたしております。

まず、16ページ及び17ページは、道路局部改良事業など、道路整備課が所管する事業でございます。

18ページをお開きください。公共街路事業など、都市計画課が所管する事業でございます。

19ページを御覧ください。水・環境課が所管する旧吉野川流域下水道建設事業でございます。

20ページをお開きください。20ページ及び21ページは、県単独砂防事業など、砂防防災課が所管する事業でございます。

22ページをお開きください。港湾改修事業など、運輸政策課が所管する事業でございます。

これらの事業につきましては、地元市町村と事前に十分協議をした上で実施しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

23ページを御覧ください。（2）変更請負契約でございます。

アの一般国道195号道路改築工事出合大橋上部工に係る変更請負契約でございますが、この工事につきましては、上部工の架設工法を変更したことに伴い、契約金額の増額変更をお願いするものでございます。

24ページをお開きください。このページから次のページにかけては、（3）請負契約でございます。

24ページのア、徳島阿波おどり空港旅客ターミナルビル増築他工事のうち建築工事、25ページのイ、徳島県立阿南工業高等学校改築工事のうち建築工事、に係る請負契約につきましては、一般競争入札により、それぞれ、資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

続いて、26ページをお開きください。（4）平成27年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、県土整備部が所管いたしております、流域下水道事業特別会計と港湾等整備事業特別会計の2事業会計について、平成27年度決算に係る資金不足比率を報告するものでございます。表の資金不足比率の欄にバーで記載しておりますとおり、両会計とも資金不足額は発生しておりません。

27ページを御覧ください。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、同法の規定によりまして、県監査委員による審査をお願いしております。その結果、次の28ページに記載しております資金不足比率審査意見書の第3審査の意見欄にございますとおり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとして、お認めいただいております。

29ページを御覧ください。（5）専決処分の報告についてでございます。

このページから次のページにかけて、道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。

阿南市地内の県道阿南鷺敷日和佐線などで発生しました道路事故12件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、3点、御報告させていただきます。

1点目は、台風16号に関する県土整備部関係の対応及び被害状況についてでございます。

資料の配付はいたしておりませんが、昨日、県内各地に影響を与えました台風16号に関する県土整備部関係の対応及び被害状況の報告をさせていただきます。

県土整備部では、台風16号の豪雨により、県内各地で洪水等による危険が増したことから、昨日、10時20分に水防本部を設置し、体制の強化を図ったところであります。

河川につきましては、県管理河川において、園瀬川、福井川などの6河川で氾濫危険水位を超過し、直轄管理河川において、桑野川、旧吉野川の2河川で氾濫危険水位を超過しましたが、すべての河川で水位が低下傾向にあり、現時点で堤防などの被害報告はありません。

県管理道路については、徳島市や阿南市などの市街地における道路冠水で、32路線41か所、山腹崩壊で、4路線4か所、異常気象による事前通行規制で、10路線19か所など、計47路線75か所で通行規制が行われましたが、12時現在では、那賀町朴野の一般国道195号の山腹崩壊箇所など5路線5か所において、全面通行止めとなっております。

土砂災害については、阿南市で2か所を確認しておりますが、現在、調査中でございます。

公共土木施設の被害についても、現在、調査を進めているところでございます。

引き続き、国や市町村と連携を密にし、被害状況の把握に努めるとともに、被害箇所の早期復旧に努めてまいります。

2点目は、渇水の状況についてでございます。

配付資料はございませんが、吉野川水系においては、7月以降、少雨の影響を受けまし

て、早明浦ダムの貯水率が徐々に低下したことから、去る8月19日より、徳島用水の供給量を新規用水35%、未利用水分100%削減する第2次取水制限が実施されるとともに、8月23日には、渇水対策本部を設置しまして、渇水被害を最小限に食い止めるべく、スピード感を持って対応してきたところであります。

この度、台風16号に伴う降雨により、早明浦ダムの貯水率が回復したことから、本日13時をもって、取水制限が全面解除され、あわせて、渇水対策本部を解散しましたので、御報告いたします。なお、これまでに、特段の渇水被害の報告はなく、関係各位の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも、渇水対策にしっかりと取り組んでまいります。

3点目は、治水・利水等流域水管理条例（仮称）についてでございます。

お手元に、資料1として、素案の概要をお配りさせていただいております。

治水・利水等流域水管理条例（仮称）につきましましては、さきの6月議会に、御報告いたしました素案に基づきまして、7月12日には、第1回治水・利水等流域水管理条例（仮称）検討委員会を開催しまして、外部有識者の方々から、治水面においては、要配慮者施設での避難計画、利水面においては、国・県・市町村の河川管理の在り方、水教育面においては、過去の災害史や治水史等の普及・啓発など、様々な観点から、御意見を頂きました。

また、7月19日から1か月間、パブリックコメントを実施し、広く、県民の皆様から御意見をお伺いしたところ、同様に、洪水等に備えた、河川整備の着実な推進、渇水に対する、安定的な水の供給、川に関する歴史の次世代への継承など、治水、利水、水教育等の観点から、御意見を頂いております。現在、これらの御意見を踏まえまして、条例原案を作成しており、9月27日には、第2回検討委員会を開催するとともに、県議会での、御論議を経て、正案として取りまとめ、今年中の条例制定を、目指してまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

島田委員長

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

須見委員

今回、提出予定議案であります阿波おどり空港旅客ターミナル増築工事と阿南工業高等学校改築工事の2件について、まずは入札方法とその内容について教えてください。

松内宮繕課長

今回議案に出された2件の工事に関する、その方法と内容についてという御質問でございます。

2件の工事は6月14日に入札公告し、7月11日に開札、7月21日に落札候補者を決定した上、7月29日に仮契約を行い、本議会にお諮りいたしております。

入札方法は、二つの工事とも総合評価落札方式標準型で実施しております。この方法は、価格のほかに技術提案や簡易な施工計画、企業や配置予定技術者の施工能力、地域貢献度等の要素も加え、総合的に評価するものでございます。入札参加資格につきましては、両工事とも県内の建築一式の特A業者3者で構成される共同企業体を要件として実施しております。

入札結果は、阿波おどり空港の増築工事のほうが四つのJVから応札がありましたが、二つのJVは無効でございまして、一つのJVが失格、残った島谷建設、北島建設、平山建設で構成するJVと仮契約をいたしております。

もう一つの阿南工業高等学校の建築工事につきましては四つのJVから応札がございまして、一つのJVが無効、二つのJVが失格となったため、残った島谷建設、鳳建設、平山建設で構成する共同企業体と仮契約をしているものでございます。

須見委員

無効や失格が大変多いようなのですが、詳しい内容、理由などを教えてください。

松内宮繕課長

無効、失格の理由についてでございます。

まず、阿波おどり空港の増築工事の無効の2件の理由につきましては、JV名の間違いがございました。それと、JVの入札参加資格審査申請書が添付されていなかったことによるものでございます。

残りの失格の1件につきましては、応札金額が失格基準価格以下であったことによるものでございます。

阿南工業高等学校の建築工事につきましては、JVの入札参加資格申請書が添付されておらず無効になったものが1件、応札金額が失格基準以下であったものが2件という内容でございます。

須見委員

2件の工事とも入札結果表を見ますと無効や失格で有効札が1JVしか残っていないというような状況です。これから競争しようというスタートラインに1者しか立てていないような状況の中で、実質的に競争になっているのちょっと考えるんですけど、このような場合でも入札は成立するようになるのでしょうか、教えてください。

松内宮繕課長

有効な応札が1JVの場合でも成立するかという御質問でございます。

入札時点で応札者が2者以上であれば有効な入札となりまして、入札は成立することといたしております。今回の案件は広く公告して入札希望者を募集する一般競争入札でございまして、しかも入札時点では2件とも4者の応札があったことから、競争性も確保できていると考えております。

須見委員

この工事なんですけど、2件ともJVの頭になっている企業が同じ企業で、業界の中ではその企業とJVを組まない限りは県の仕事がとれないというような話も聞いたことがあります。そういった中で、総合評価落札方式に何らかの問題があるのか、また総合評価落札方式で得点を付けている項目、評価する項目が適正なのかどうかについて県の考えを伺いたいと思います。

折目建設管理課長

総合評価についての御質問でございます。

まず、この制度を簡単に御説明させていただきます。

総合評価という名前のとおり、価格に加えまして企業の技術力、それから地域貢献度などを総合的に評価して落札者を決定するものでございます。本県におきましては平成18年度に1億円以上の工事を対象にこの制度を開始しまして、平成19年度からは設計金額3,000万円以上まで対象を拡大し、実施しているところでございます。

この制度のメリットでございますが、企業や技術者の工事实績などを評価しますので、よい工事成績がとれば次の入札で有利になるということございまして、企業や技術者は受注した工事をより品質の高い工事として竣工させようとする、それから技術力を一層向上させようとするということで、結果的には企業の技術力の向上にもつながりますし、ひいては建設産業の健全な発展にも資すると、そのように認識をしております。

実際にこの制度導入以降、3,000万円以上の工事における工事成績の平均値が高くなっているといった状況もございます。一方で、工事成績を評価するということで持ち点が高い業者が有利になる、こういったところもございまして、これが落札企業の固定化につながるといった意見もお聞きしているところでございます。

この入札・契約制度についてはメリット・デメリット双方ございますが、総合的に勘案しまして現在は3,000万円以上の工事についてこの制度を運用しているところでございます。今回の入札結果についてしっかりと分析し、課題も把握した上で不断の見直しを行ってまいりたいと考えているところでございます。

須見委員

続きまして、調査基準価格と落札額が同じだった場合を100%と考えますと、徳島阿波おどり空港の工事のほうは100.437%、阿南工業高等学校のほうは100.334%と2件ともかなり調査基準価格に近い金額で落札したかのように思いますが、この結果について徳島県としてはどのように捉えているのでしょうか。

松内営繕課長

落札価格が調査基準価格に近かったというのでどのように考えているかという御質問でございますが、この調査基準価格以下の価格で算定して、各JVのほうも一生懸命積算した上で頑張るとりに来られた結果、ボーダーライン前後に落ちついてなったものと。失格事由で落ちたJVと無効を合わせて3JVあったわけでございますが、一つのJVが結

果的に残ったというふうに考えておるところです。

須見委員

結果的に1者しか残らんかったということなんでしょうけども、調査基準価格に落札額が余りにも近い場合、そういった入札が何件か出た場合は国のほうでも調査したりとかする場合がありますと聞いております。今回この2件の入札なんですけど、入札日は同じ日でありながら、2件ともこういうふうに最低制限価格に落札額が近いような形で2件とも落札されているわけですが、県としてはこういう結果を踏まえて調査するような考えはないんでしょうか。

島田委員長

小休いたします。（13時26分）

島田委員長

再開いたします。（13時26分）

松内営繕課長

落札金額が調査基準価格に近かった場合というのは調査の必要はないのかという質問でございますが、低入札価格調査基準価格というのも設定しておりますので、その上の価格で落札がされておれば正常価格ということになります。本案件につきましてその対象にならないということでございます。

須見委員

調査の対象にならないということですので、また付託委員会のほうでちょっと聞きたいこともあるので、過去5年間、2億円以上の建築土木工事の入札結果一覧、設計基準価格と落札額を書いてある資料なんかをちょっと頂ければ参考にしたいと思います。

続いて、その流れの中で内容なんですけど、県が発注する工事における地域要件の設定についてお教え願いたいと思います。

松内営繕課長

県発注工事における地域精通度加算に関する御質問と思います。

それで、建築工事と土木工事がございますけども、建築工事における地域精通度加算について説明させていただきます。

地域精通度加算につきましては、2,500万円以上から7,000万円未満のB級工事、これで全県で実施しております。7,000万円以上2億円未満のA級工事につきましては鳴門から三好にかけての地域で実施しております。なお、南部総合県民局管内と東部県土整備局管内のA級工事につきましては、業者数を確保するため、平成18年度から南部特AとAに徳島特Aを入札参加ができるようにし、翌19年度から現在の形である徳島と南部の特Aが両方入札参加できるようになっており、地域精通度加算については適用しないまま現在に

至っております。

その内容についてでございますが、A級工事については庁舎管内に業者がある場合は15点、南部総合県民局とか西部総合県民局とか局管内に業者がある場合は5点、またB級工事につきましては、工事箇所と同じ地区内に営業所がある業者の場合に10点というふうに、A級工事とB級工事を分けて地域精通度制度を運用しております。

須見委員

様々に分けられているとのことなんですが、7,000万円から2億円の間のA級工事に関して県内を2ブロックに分けて、その徳島南部ブロック、また鳴門・吉野川・西部ブロックで地域精通度の設定があったりなかったり、同じカテゴリーであったりなかったりするの是非常におかしいような気がいたします。県が地元の業者のことを考えているならば、もう少し、地域精通度の設け方の見直し、また業者の受注機会に配慮するような制度でなければならぬのかと思っております。建設産業は大変重要な産業であると思っております。特定の業者に受注が偏ることのないように、これを機会に是非大幅な制度の改正を進めていただきたいと思っております。最後にこの点について決意なりをお伺いして質問を終わりたいと思います。

東村県土整備部副部長

建設産業は本県の基幹産業でございますが、地域の経済や雇用を支えるとともに、災害時には地域防災力の要として重要な役割を担っております。こうした点を踏まえまして、これまでも低入札価格調査基準価格を下回った場合の辞退制度の創設であったり、防災活動の出動実績評価の拡大、また最低制限価格の引上げ、更には設計変更等相談窓口の設置など、様々な改革を行ってきたところでございます。

一方、総合評価落札制度につきましては導入が始まって10年が経過するというところで、この制度につきましては委員からの御指摘のとおり様々な意見がございますことは十分承知しております。入札制度をよりよい制度にしていくためにも不断の見直しが必要であると考えておまして、今後とも県議会や建設業界など関係団体の御意見も伺いながら改革を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

何点かお尋ねしたいと思っております。昨日の台風に関しまして、被害を受けた方々からは是非要望しておいてくれということもございますので、何点かお尋ねさせていただきます。

一つは、今朝も徳島新聞に写真が載っておりましたけれども、園瀬川の水によって車が通れなくなっている写真が載っているんですけれども、ここは大雨が降るたびにつかっているということなんですね。大雨があるたびにつかっているということは各地あるんですけれども、ここは河川を改修して浸水対策をきちんと行うということで、工事もできたはずなのになぜか浸水するということなんですね。これはなぜでしょうか。

久米河川整備課長

園瀬川での国道438号の冠水ということでございますが、御指摘の所は園瀬橋から大木の交差点あたりの区間と考えております。平成16年の台風の際にもかなりの浸水被害があったところかと思えます。

この箇所につきましては、その後、園瀬川の護岸も完成しておりますので、川の氾濫による、外水による浸水はもうなくなったと考えております。ただ、昨日の雨はかなり短時間に集中して降ったということもございまして、内水による氾濫、浸水ということで、御指摘の箇所が冠水したのかなというふうに考えております。

達田委員

つまり河川の構造ではなくて内水が排水できないからということですか。

久米河川整備課長

詳しくは今後の調査ということにはなろうかと思えますけれども、現段階ではそのように考えております。

達田委員

せっかく改修をしたのにやっぱり水につかると。それが川の水であれ内水であれ、つかったら困るわけなんですよね。ですから、せっかくお金をかけて改修しているわけですからある程度改善されなければいけないはずなのに、どうしてこんなにつかるんだということで住民の方からも非常に要望が寄せられたということなので、是非これ、原因を究明していただきたいと思えます。そして、対策を立てていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

久米河川整備課長

河川整備につきましては、基本的に河川の水を安全に円滑に流すということで、その結果、外水が下がると。外水が下がりますと内水もはけやすくなって、内水のほうの排水も円滑になっていくということで河川整備を進めております。

今後、また市町村とも連携しながら河川整備については努めてまいりたいと考えております。

達田委員

こういう所が何か所かあると思うんですけれども、是非原因を突きとめていただいて改善していただきたいと思えます。

そして、水につかって困るところが、阿南市にもあるわけなんですけれども、一つは阿南市の加茂谷地区、深瀬地区、加茂地区ですね。平成15年、平成16年、そして平成23年、そして昨年、2年続きの浸水ということで、毎回毎回台風が来るたびに非常に困っているということなんですけれども、今回は床上とかはないんですけれども、山からさっきおっしゃったようにたくさん水が流れてきて、その内水がたまって、結局堤防は立派に造ってくれたんだけどプールみたいになってしまうということで困っておられま

す。

それで、加茂谷地区、加茂地区で今度堤防も造っていただけるということなんですけれども、プールみたいになったら困るなということで、どちらも排水ポンプをきちんと付けてもらいたいという要望があるんですけれども、設計には排水ポンプが付いていないということで、これでいけるんだらうかと非常に心配されているんですが、徳島県のほうからそういう要望というのはしていただいているんでしょうか。

飯田水資源・流域振興室長

ただいまの御質問でございますけれども、那賀川の直轄区間の深瀬地区、それから加茂、こういった地区の内水の対策という御質問でございます。

県におきましては、今、達田委員のほうからもお話がございましたようにまずは堤防ということで、深瀬地区につきましては本年3月に完成いたしまして、今月には加茂地区も着工ということで、平成31年度の完成を目指して進めているところでございます。内水につきましても、国におきましては排水機場の設置とかそれから排水ポンプ車、こういったものも設置して内水対策にも努めているところでございます。

今後とも適切に浸水対策がとれるように国に対して働き掛けてまいりたいと思います。

達田委員

排水ポンプをつけていただきたいということは住民の方からも要望としていろいろ言われていると思うんですけれども、その見通しがちゃんとあるのかどうか、それをはっきり言っていただけますか。

飯田水資源・流域振興室長

現時点では具体的な見通しというものは国からお伺いはしておりません。ただいま申し上げましたように、県といたしましては、まずは浸水対策ということで、本川のそういった堤防整備、きちんと水を流すと、そういった対策と併せて内水対策もしっかりとられるように国に対しては引き続き働きかけてまいりたいと思います。

達田委員

台風などのために、特にダムを放流するたびに浸水をするということで本当に困っておられるわけですね。ですから、ポンプを付けてもらいたいというのは本当に切実な願いだと思いますので、是非その点、住民の方から要望も今後されてくると思うんですけれども、是非国のほうに徳島県として要望していただきたいなと思うんですけれども、徳島県がちゃんと住民の皆さんの思いを受け止めて要望していただけるんでしょうか。

飯田水資源・流域振興室長

ただいまの達田委員の御質問については国のほうにも要望してまいります。

達田委員

ポンプが設置されたところでも、大雨が降って水がたまって、ポンプを動かしてくれなかったというときがあるんですね。御存じだと思いますけれども、やはりポンプを動かして排水すると下流の堤防が危ないからということで止められてしまいました。そういうことがあったのでは本当に困りますので、やはり早く下流の堤防をきちんと整備をしていただいて、流して大丈夫というような状況にしていただかないと、やっぱりそういう状況があるからポンプをつけられないんだよというのでは困るんですね。ですから、水がたまったときにはちゃんと排水ができるという状況をいち早く作っていただきたいんですけども、下流の堤防がきちんと整備ができる、流しても大丈夫というようになるめどというのは国のほうから示されているのでしょうか。

飯田水資源・流域振興室長

直轄区間について申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、現在、那賀川の本川につきましては、加茂地区は着工ということで、その他の地区につきましては、先行する加茂地区の整備状況を見ながら進められることになると思います。達田委員がおっしゃるように、具体的な整備というのは明らかにされていませんけれども、徳島県においては、一日も早く他の地区も整備されるよう国に対して要望してまいります。

達田委員

それともう1か所ですね。宝田町中川原という地区なんですけれども、これも平成26年も去年もつかりまして、これは床上浸水で非常に大変な所だったんですが、ボートで避難している写真なんか出てきたところなんですけれども、ここも去年、平成26年ほどではありませんけれどもやっぱりドードー流れてくるわけですね。ここは岡川と桑野川という川のちょうど合流地点になっておりまして、国だけではなくて国・県・市という管轄が入り混じっていると思うんですね。ですから、やっぱりここも排水ポンプを付けてもらいたいというのが住民の皆さんの願いなんです。ですけども、これは国ですよ、ここは市ですよ、そんなことを言っていたらいつ解決できるかわからない。こういう状況ですので、やっぱり県が主導的に排水ポンプをつけるんだ、この浸水対策をきちんとやるんだというそういう姿勢で取り組んでいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

久米河川整備課長

岡川、桑野川の宝田町につきましては、岡川のほうを県が整備しているというところがございます。岡川につきましても、現在、鋭意整備を進めているところがございます。護岸の整備等の進捗を見ながら、御指摘のような観点についても検討してまいりたいと考えております。

達田委員

これは非常にはっきりしているんです。川じゃなくて、後ろの川からドードー流れてきますね。横見地区からの水が全てそこに集まるというふうになっているんですね。しかも

今回の台風では、稲刈りの直後でしたので、排水口というのが麦わらで埋まってしましまして、いつまでも水が引かないと思ったら、排水口のあちらこちらが詰まっているんですね。それを消防の方なんかが一生涯懸命手でとっていただいたら、ゴボゴボ入って行って流れるようになったということでした。ですから、時期的なことでも大量のごみがたまるというような時期でもあったわけですね。

排水ポンプ車が来てくれてはいたんですけれども、恐らくそういうふうなごみだらけの水ですので多分排水できなかつた、吸えなかつたと思うんですね。来てくれてはいたんですけどね。

ですから、一つはやっぱりポンプをちゃんと設置をしていただく、固定のポンプを設置していただくということと、それと、排水ポンプ車にそれまでの間応急としてきていただく。来ていただいても吸えない、流せないというのは困りますので、ポンプ車がちゃんと吸い上げる吸い上げ口を作ってください、安心してごみなんかが吸い込まれないようなそういう場所を作ってくださいかないと、せっかくポンプ車が何台かありますよと言っても使い物にならないわけですから、そういうところをやっぱり県がきちんと整備をしていただかないと、毎年毎年浸水してね。結局ここに住んでいる方は高齢者の方が多いんです。ごみもなかなか上げられません。水が来たら命が危ないというところなんですね。ですから是非対応していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

飯田水資源・流域振興室長

ただいま達田委員から話のありました、那賀川から岡川の合流部、ここに那賀川河川事務所のほうからポンプ車も出動して対応したと聞いております。その時点におきまして、既に樋門も開いておりまして排水を行っていたとお聞きしています。その樋門につきましては、阿南市の管理ということもございます。今、達田委員のほうからお話がありました点につきましては、河川管理者であります阿南市にも伝えるとともに、国に対しても、ポンプ車の効果的な運用について要望してまいりたいと思います。

達田委員

阿南市に対して、してくださいよ、国に対して、してくださいよと、これじゃなくて、県が本当に主導的な立場でリードしていただけてどんどん話が進んでいくように、浸水対策がきちんとできるように取り組んでいただきたいと思います。これは以前の本会議でも取り上げさせていただいたところなんですけど、やっぱり同じ状況が続いております。全然よくなっていない。毎年同じ状況ですので、是非対応に力を入れていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それと予算の関係なんですけれども、予算の中の5ページの中に応急仮設住宅の予算がついておりますね。応急仮設住宅を迅速にできるようにということとされる、これは木造ですね、非常にいいことだと思うんですけれども、ふだんどこにあって、そして、応急の場合に何棟用意できるのか教えていただけますか。

黄田住宅課長

ただいまの御質問でございますけど、今回9月補正予算で提案いたしております応急仮設住宅の循環型徳島モデルにつきましては、さきの熊本地震を踏まえまして迅速にやはり供給をしていくことが必要であろうという形で提案をさせていただいております。

応急仮設住宅につきましては発災後20日以内に着工していくというふうな形になっておりまして、現在のところ本県では、仮設住宅につきましては建設に当たりましてプレハブ建築協会でありますとか全国木造建設事業協会、こちらと協定を締結しております、必要な住宅を建設するようにしております。通常の場合は発災後から着工することになりますので、現在のところは備蓄と。そもそも物を建てておいておくというものじゃなくて、発災後取りかかるというものでございます。

達田委員

20日以内に着工できるということは、発災してどれぐらいたったら結局実際に入居できるようになるのでしょうか。

黄田住宅課長

さきの熊本地震の例でいきますと、大体発災から完成まで2か月程度を要していたと聞いています。それを今回モデルを作ることによりましてできるだけ短縮をしていこうと考えています。

達田委員

要望させていただきたいんですけれども、私も熊本県益城町というところの仮設住宅に行かせていただいて、一軒一軒お尋ねして回りまして、8月16日だったんですけども、先週やっと仮設に入ったところですよ。そして、それまでどのようにしていたのですか、と尋ねたら、倉庫にいた方とか、それから農家の方でビニールハウスの中で暮らしていたとか、本当に悲惨な生活をされてきて、仮設にやっと入れたので、今ここは天国みたいです、と皆さんそうやっておっしゃるんですよ。東日本のときのような仮設ではなくて木造が多かったんで、多分住み心地もよかったんだと思います。

ですけれども、私、これ、4か月目にやっと入れましたというのでは本当に体も大変だし、気持ちの上でも、ものすごく大変な思いをされてきたと思うんですよ。ですから、迅速にというわけですから、20日以内に着工したら本当に1か月半ぐらいでぱっと入れるようなそういう状況をつくらないと、やっぱり健康も守れないし、関連死も防げないんじゃないかと思うんですよ。ですから、木造のそういう住宅が、仮設ができるというのは非常にいいことだと思いますので、是非迅速に取り組めるような、そして、いい仮設が提供できるような、そういう制度にさせていただきたいなと思っておりますので是非お願いして終わります。

岩佐委員

今回の予算にもあるんですけども、徳島の空港乗継ネットワークの利用促進事業について少しだけお聞きいたしたいと思います。

夏からいろいろキャンペーンがあって、羽田経由で北海道であったり東北へ行きやすくなったというふうに聞いておりますけれども、もし実績であったりとかその評価というものをどういうふうに見ているのかというのを少しお聞きいたしたいと思います。

佐藤次世代交通課長

乗継割引の利用実績についてでございます。

この乗継割引の利用実績の具体的な数字につきましては航空会社のほうの方針としては公表していないということで、正確な数字は私どものほうでも持ち合わせていない状況でございますが、航空会社のほうで可能な範囲でということでお聞きしましたところ、数字ではないんですけれども、前年に比べまして3倍弱ぐらい増えているということ聞いております。これは実はいろんな路線があるんですけれども、特にこの春以降、徳島県のほうでプロジェクトとして利用促進に努めてまいりました北海道の空港の実績ということで、前年に比べまして3倍弱増ということで、利用は増えておるという状況でございます。

岩佐委員

利用、詳しい数字まではあれにしても、一応評価としては上々であったというような認識なんですけども、現時点、夏の時点で例えば徳島経由で行ける地方空港の数というのは今までとしては幾らあって、例えば今後の数が増えていくのか減っていくのかというような点についてお聞きいたします。

佐藤次世代交通課長

乗継割引ということで、当日まで利用できる特別乗継割引という乗継割引料金が設定されておる路線というもので申しますと、全国、北海道、東北、北陸、そして沖縄ということで、片道の利用というのもあるんですけれども現在約20路線ございます。ただ、そのうちで航空会社によりまして特に安く利用できる期間が定められておったりということがございます。だから、その予約する時期にもよるんですけれども、特に安く利用できる期間があったり、それと、もう少し高い割引料金で利用できるといった期間があるということでございます。

岩佐委員

片道でも20路線あるというような。あと、航空会社にもよって、特に今までは羽田経由とですが、徳島便を考えると福岡行きがありますので、先ほどちょっと沖縄という言葉も出たんですけども、福岡経由での乗継割引がある路線というのはあるんでしょうか。

佐藤次世代交通課長

福岡経由の乗継割引料金が設定されている路線は、現在沖縄となっております。那覇空港に行くものでございます。

岩佐委員

福岡便は、今ジェット化もして、その搭乗率を上げていかなきゃいけないというところで、今まで私も個人的には沖縄県に行くというとやはり高松空港から直接という意識でいる方が多分たくさんいると思うので、例えば、沖縄県に行ける、であったり、そこからまた離島に行けるというようなことで、この利用促進であったりとか利便性というのをしっかり周知していくということが福岡経由で行ってもらい、福岡便の搭乗率アップにもつながる部分だと思っております。本当にこの利用促進事業というのが大変有効なものだと思っております。

特に先ほどの予算にもあったんですけども、徳島空港の拡張というのもあるので、搭乗率アップということについて、あと、最後の質問なんですけども、どのような形で促進というのを周知していくのかという、その内容について少し詳しく教えてください。

佐藤次世代交通課長

これからどのように周知していくのかという点でございます。

まず、乗継割引の設定なんですけれども、徳島を就航しております日本航空のほうは早く取り掛かったというところもございます。しかも日本航空につきましては、8月5日に締結いたしました、日本航空との包括連携協定に基づきまして、「絆はぐくみプロジェクト」を更に進化させまして、特にこの最初にかかっておりました北海道への乗継割引について北海道とも連携をいたしまして共同キャンペーンを実施するとともに、今度全日空になるんですけれども、乗継旅割、これを北海道、東北、北陸に設定しております。

これを今後更に全国各地との交流人口の拡大に向けまして、それぞれの航空会社が設定する徳島阿波おどり空港を発着いたします乗継割引路線、これについてわかりやすいパンフレットを作成いたしまして、まずは県民の皆様にはもちろんのことですけれども、飛行機が就航しております就航先の地域でありますとか、現在消費者庁の徳島移転に向けて取り組んでおります例えば国民生活センターの研修、この受講者の皆様に対してもしっかりと周知いたしまして利用促進を図ってまいりたいと、このように考えております。

岩佐委員

事前委員会なので、今後、付託委員会の際にまたいろいろ意見なり提案ができたかなと思っております。しっかりと徳島のPRというのを全国に向けて取り組んでいただきたいと要望いたしまして、終わりとさせていただきます。

島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時59分）